

○定期自主検査の時期を定める件（平成七年通商産業省告示第百五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

<p>ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号） 第四十九条、第八十条（第三十一条第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条の告示で定める時期は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる月数を超えない時期とする。ただし、同表の上欄に掲げるものの以外のものであつては、三月を超えない時期とする。</p>	
<p>ガス工作物の種類</p> <p>一 液化ガス用ガス発生設備であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 年間の運転時間が二千時間以内のもの</p> <p>ロ 年間の運転時間が二千時間を超えるもの</p> <p>二 熱交換器のうち、取り扱う流体が天然ガス、液化天然ガス及び液化石油ガス（気化したガスを含む。以下「天然ガス等」という。）のものであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 年間の運転時間が二千時間以内のもの</p> <p>ロ 年間の運転時間が二千時間を超えるもの</p> <p>三 熱量調整装置に属する容器であつて、取り扱う流体が天然ガス等のもので</p>	<p>月数</p> <p>三十七月</p> <p>三十七月</p> <p>二十五月</p>

現 行

<p>ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号） 第五十七条（第九十七条の八及び第九十九条において準用する場合を含む。）の告示で定める時期は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる月数を超えない時期とする。ただし、同表の上欄に掲げるものの以外のものであつては、三月を超えない時期とする。</p>	
<p>ガス工作物の種類</p> <p>一 液化ガス用ガス発生設備であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 年間の運転時間が二千時間以内のもの</p> <p>ロ 年間の運転時間が二千時間を超えるもの</p> <p>二 熱交換器のうち、取り扱う流体が天然ガス、液化天然ガス及び液化石油ガス（気化したガスを含む。以下「天然ガス等」という。）のものであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 年間の運転時間が二千時間以内のもの</p> <p>ロ 年間の運転時間が二千時間を超えるもの</p> <p>三 熱量調整装置に属する容器であつて、取り扱う流体が天然ガス等のもので</p>	<p>月数</p> <p>三十七月</p> <p>三十七月</p> <p>二十五月</p>

あつて、次に掲げるもの	
イ 年間の運転時間が二千時間以内のもの	三十七月
ロ 年間の運転時間が二千時間を超えるもの	二十五月
四 ガスホルダー	二十五月
五 冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く。）	三十七月
六 導管	二十五月
七 整圧器	三十七月
八 特定ガス発生設備	二十五月

あつて、次に掲げるもの	
イ 年間の運転時間が二千時間以内のもの	三十七月
ロ 年間の運転時間が二千時間を超えるもの	二十五月
四 ガスホルダー	二十五月
五 冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く。）	三十七月
六 導管	二十五月
七 整圧器	三十七月
(新設)	